

令和7年度町内会・若者マッチング事業企画運営業務 仕様書

1 業務名

令和7年度町内会・若者マッチング事業企画運営業務

2 目的

札幌市では、町内会が行う地域活動の更なる活性化や若者の地域活動への理解と参加を促進するため、令和6年度に若者が地域活動に参加するきっかけや接点を継続的に創出するマッチングシステム（「マチトモ LABO」）を構築し、当該システムを基に、市内3地域で若者（18歳～34歳）による地域活動の参画支援をモデル的に行った。

令和7年度においては、令和6年度のモデル事業の実績や効果検証を踏まえ、地域の活性化につながるより効果的な活動事例の構築と活動の定着に向けた「若者ネットワーク」の更なる拡充を目的として、活動地域や参加対象を拡充し、令和8年度以降のマッチングシステム（町内会と若者をつなぐ仕組み）の確立に向けた検証・モニタリングを行う。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

本業務は、以下(1)から(4)に掲げる項目を実施し、受託者は札幌市と協議・決定した事業内容に基づく運営等の業務全般を行い、これに係る連絡調整及び一切の費用の支払いを行うこと。また、(1)～(4)に掲げる項目については、本業務目的を達成するために相互に連絡をし、効率的かつ効果的に実施すること。

(1) 「若者ネットワーク」の管理・運営

受託者は事務局として、若者ネットワーク（ネットワークへの登録（参加）希望者を含む）やマッチングした地域（町内会）との連絡調整、適宜の問い合わせ対応など若者ネットワークの管理・運営を行うこと。

また、若者のニーズや意向に応じた調整・対応等を行うなど、若者ネットワークの運営がより円滑になされるようコーディネートすること。

(2) 地域活動の運用・支援

ア 地域活動の実施

町内会と若者をつなぐマッチングシステム「マチトモ LABO」（別添1）を基に、若者ネットワークによる地域活動を実施するほか、新たに札幌市立高等学校（中等教育学校も含む。以下、「市立高校」という。）とその周辺地域の結び付け（マッチング）による活動を試行的に実施する。（※後述する①及び②の活動について、

計 10 地域程度での実施を想定)

① 「若者ネットワーク」による活動

町内会と若者をつなぐマッチングシステム「マチトモ LABO」(別添 1) を基に、既存の「若者ネットワーク」による地域活動の運用・支援を行うこと。マッチングの方法については、地域からの要請によるもののほか、若者ネットワークからの提案によるものを含めて検討することとし、提案内容の検討にあたっては、若者同士の交流も兼ねたミーティングを企画・開催するなど、マッチングに繋がるような効果的な支援を行うこと。

また、地域活動の参加者募集においては、SNS 広告等の活用など、若者ネットワーク登録者以外にも広く届くような周知手法を提案すること。

ほか、地域活動の当日は、事務局にて若者や地域の当日の動きなどを事前に確認したうえで、必要に応じて活動中の若者や地域をサポートするなど若者が円滑に地域活動に参加でき、かつ地域のニーズも満たすような体制構築に努めること。

なお、実施する地域については、札幌市で選定するものとし、日程等の詳細については、札幌市と受託者が協議し決定することとする。

② 市立高校(学校)における地域活動(新規)

上記①に加えて、市立高校(学校)とその周辺地域の結び付け(マッチング)による活動の運用・支援を行うこと。

なお、実施校(※市立高校 8 校のうち、学校周辺地域と連携した活動・取組を希望する高校)の募集及び実施する地域の選定については、札幌市で行うこととし、その後の学校や地域との連絡調整については、適宜受託者が事務局として行うこととする。

また、学校及び地域との連絡・調整等にあたっては、必要に応じて市立高等学校特別活動部長連絡協議会や札幌市教育委員会が各市立高校に配置する「市立高校と地域を結ぶコーディネーター」等と連携・協力するなど、活動がより円滑で効果的に行われるよう支援すること。

イ 報酬等

地域活動への参加者は、1 回につき 3 ～ 10 人程度を想定し、活動に参加した若者には、謝礼として 1,000 円分のクオカードを渡すほか、活動証明書を書面又はデータにて交付すること。また、複数回にわたり地域活動に参画するなど、特に地域に貢献したと認められる若者には、感謝状や記念品の贈呈等について検討することとし、実施時期や贈呈方法等の詳細については、札幌市と受託者で協議のうえ決定することとする。

ウ 行事用保険の加入

活動参加者の事故や怪我等に対応できるよう、受託者において必要な保険に加

入すること。

エ アンケート調査

地域活動に参画した若者及び活動を実施した地域（町内会代表者等）を対象にアンケート調査を実施することとし、集計及び具体的に分析のうえ、運営方法の見直しやより効果的な仕組みについて提案を行うこと。

(3) 若者ネットワーク内での独自イベント等の企画運営

ア 独自イベントの企画運営

若者ネットワークに登録している若者同士での交流や活動の場となるようなイベント（参加想定：30名程度）を1回程度企画運営すること。

なお、イベント内容については、より多くの若者が楽しみながら参加することができ、その後の活動への参加や若者ネットワークの拡充にもつながるよう工夫すること。また、イベント内容の企画や参加者の募集にあたっては、必要に応じて高校生や大学生等の若者と深く関わりのある企業や団体と連携・協力するなど、より効果的なイベントとなるよう努めることとし、開催日程やプログラム等の詳細については、適宜札幌市と協議のうえ決定すること。

イ 活動報告会の企画運営

本業務において実施した地域活動やその成果等の報告・共有を目的とした報告会（参加想定：50名程度）を1回開催すること。

なお、報告会の内容については、これまで活動に参画した若者だけでなく、実際に若者が活動に参画した地域の関係者等も参加可能な内容とするなど、次年度以降の活動にもつながるよう工夫すること。また、開催日程やプログラム等の詳細については、適宜札幌市と協議のうえ決定すること。

(4) 広報

若者ネットワークへの参加（登録）者募集のほか、各回イベントや報告会の周知に係るチラシデータ（A4カラー片面）を適宜作成することとし、作成にあたっては、より多くの若者が「マチトモLABO」を活用した活動や取組に興味・関心を持ち、活動に参加してもらえるようなものとなるよう工夫すること。

また、受託者はチラシの構成、デザイン等の一切を行うものとし、詳細については、札幌市と協議して進めること。

加えて、SNS 広告等を活用するなど、当取組が広く認知され、若者ネットワークの参加（登録）者増や、若者の継続的な活動への参加につながるような効果的な広報を提案すること。

5 報告書の作成

(1) 事業報告書

本業務の実施結果について業務報告書にとりまとめ、1部を提出すること。作成

した報告書及び当日の支援で作成した冊子等の原稿データは、Windows10 に対応した Word 文書等で、事後にテキスト修正が可能な状態のデータを CD 又は DVD に保存し、併せて納品すること。

※ 原稿データに関してはイラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については協議して進めること。

(2) 個人情報取扱状況報告書（別添 2）

受託者は個人情報取扱状況の報告のため、毎月終了後、別添 2 の様式（1 部）を委託者に提出すること。

6 留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏洩しないこと。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、直ちに札幌市に無償で譲渡するものとする。

札幌市は、著作権法第 20 条(同一性保持権)第 2 項に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 受託者は、本業務の成果物の著作者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (5) 成果物及び資料等について、著作権等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (6) 成果物及び資料等について、著作権、肖像権等の権利関係を整理し、札幌市が同様の目的のためにそれらを使用することを妨げないようにすること。
- (7) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (8) 受託者は、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (9) 企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容等は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

7 その他

- (1) 業務の履行に当たっては、運営体制や担当者等の氏名など、事前に札幌市に報告すること。（様式は問わない。）

- (2) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合や仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

8 本件に係る問い合わせ先

札幌市役所 市民文化局 市民自治推進室

市民自治推進課 五十嵐、笹森

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2253 FAX：011-218-5156

(別記) 個人情報取扱注意事項

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

- 第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
 - 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
 - 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
 - 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
 - 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

- 第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
 - 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対し

て実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

町内会・若者マッチングシステム(「マチトモLABO」)の概要(案)

札幌市（市民自治推進課）

札幌市公式SNS等で随時募集

委託

事業周知・募集

若者ネットワーク

(※令和7年度対象:高校生～34歳)

札幌市公式ホームページ上に開設する申込(登録)フォームから登録申請をしてくれた若者のネットワークを組織する。登録者には、市民自治推進課LINE公式アカウントから地域活動やイベントに関する情報が届く。参加希望者は事務局にメール等で参加申込を行う。

令和7年度～
高校生追加!



登録のメリット

- スマートフォンで手軽に情報を受け取ることができる。
- 地域活動や交流イベントに参加することで、若者同士の横のつながりをつくることができる。
- 若者同士で企画した行事や活動について、町内会へ提案することができる。

②周知・参加者募集

③参加申込

④参加者と連絡・調整

事務局

(「若者ネットワーク」管理者)

町内会からの要請を受け付けし、ヒアリング等により内容が本事業の趣旨に沿って適切であるか判断。適切であれば、市民自治推進課LINE公式アカウントにて若者ネットワークへの周知・参加者募集を行う。

<令和7年度>

- ・若者ネットワークの管理、運営
- ・地域活動の運用、支援
- ・若者ネットワーク内での独自イベント等の企画運営
- ・活動した若者への謝礼等交付
- ・広報PR
- ・若者へのアンケート等実施による運営方法見直しの提案

⑤地域活動に参加

①参加・協力要請

④連絡・調整

町内会など

「若者ネットワーク」に参加・協力してほしい活動や企画などを事務局に要請。期限は設けず、随時要請可とする。

<令和7年度>

- ・地域活動を10回程度実施
- ・町内会などからの参加・協力要請によるものだけでなく、若者ネットワークからの提案による実施も想定

町内会で実施する行事や活動を提案（随時）

【別添 2】

個人情報取扱状況報告書

年 月 日

札幌市長

様

住 所
会社名
代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定、教育及び監督（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) 関係法令の遵守（変更なし・変更あり） (7) 定期監査の実施（変更なし・変更あり） (8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	